

# **小布施町景観形成関係条例規一覧**

- ・ 小布施町景観計画
- ・ 小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例
  - ・ 同条例施行規則
- ・ 小布施町屋外広告物条例
  - ・ 同条例施行規則
- ・ 小布施町生け垣づくり助成金交付要綱

**長野県 小布施町**

## 小布施町景観計画

# 小布施町景観計画

長野県小布施町景観計画実行委員会

この計画は、長野県小布施町の景観を保全・維持するため、景観の現状と問題点を把握し、景観の保全・維持のための方針と実行計画を定めたものである。この計画は、長野県小布施町の景観を保全・維持するため、景観の現状と問題点を把握し、景観の保全・維持のための方針と実行計画を定めたものである。

この計画は、長野県小布施町の景観を保全・維持するため、景観の現状と問題点を把握し、景観の保全・維持のための方針と実行計画を定めたものである。

平成 18 年 3 月

（長野県小布施町景観計画実行委員会）

長野県小布施町

（長野県小布施町景観計画実行委員会）

（長野県小布施町景観計画実行委員会）

## はじめに

東部山根町越前町で小布施町立

小布施町の景観を大切にしたまちづくりへの取り組みは、昭和 56 年に策定した第二次小布施町総合計画に「すぐれた自然景観と文化景観がほどよく調和した“小布施の格調”を維持し育てるとともに、今まで等閑視されてきたまちの景観についても、住民の協力を得ながらつくりあげていきます。」という基本目標が盛り込まれたことに始まります。

町組の中心部では、昭和 57 年から 61 年にかけて行われた行政と関係住民・事業者の協働による「町並み修景事業」や周辺住民・企業による格調ある住まいづくり、店舗づくりにより個性をもった新しい町並み景観が形成されてきました。昭和 62 年には、「小布施町地域住宅計画（ホープ計画）」を策定、その計画に、町独自の家づくり・町並みづくり指針「環境デザイン協力基準」を定め、また、平成 2 年には「うるおいのある美しいまちづくり条例」を制定し、町民や企業の理解と協力のもとに歴史や風土を大切にした家づくり、町並みづくりが進められてきました。

そのような中、平成 16 年 6 月に景観法が制定され、全国規模で県や市町村それぞれが特性を生かした景観づくりが推進されようとしています。小布施町では、平成 18 年 2 月 1 日に景観行政団体となり、町独自で景観行政に取り組むこととしました。良好な景観は、そこに暮らす人びとに快適さや豊かさ、ゆとりを与えるばかりでなく、訪れる人びとを魅了し、引き付け、町に賑わいと活気を呼び起こす原動力にもなります。また、良好な景観づくりは、私たちの歩みとともに継続されていくもので完成はありません。小布施町における良好な景観づくりは、これから「第 2 ステージ」に移ります。平成 17 年 7 月には、地域の特性を生かした景観の研究に優れた実績を持つ東京理科大学に協力をいただき、協働により東京理科大学・小布施町まちづくり研究所を設立し、「第 2 ステージ」の実現に向けた活動を進めています。今後は、バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりと連動させ、更に質の高い生活環境づくり、景観づくりを進めていく必要があると考えます。

この景観計画は「小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例」に基づき、小布施町の良好な景観づくりに関する理念や町・町民・事業者の責務、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定により景観計画として定めるべき景観計画の区域、良好な景観づくりの方針、届出を要する建築行為等とその行為に関する制限、町独自施策の自主的な地域づくり活動を行なう者等の認定及び支援等、景観施策の基本的事項を定めたもので、将来にわたり町・町民・事業者の創意を傾注し、小布施町の個性ある良好な景観づくりを進めるための指針となる計画です。

【区間監修山田訓】

るさと創造館」や「町民ギャラリー」、「味の文化茶屋」が整備され、住民の文化活動や憩いの場として利用されています。また、すべり山から雁田山頂、千僧坊、大城を経て岩松院に至るハイキングコースの内側一帯 109 ha は、昭和 57 年 3 月に県の「郷土環境保全地域」に指定されています。

#### 【千曲川周辺】

町の西端を流れる千曲川は、広い河川敷をつくり、大河の様相を呈してゆるやかに流れています。平坦地を流れるこの川は、たびたび氾濫をおこし、沿岸の耕地や住居地まで流失、水没の被害をおこしてきた歴史がありますが、一方、江戸後期から明治初期にかけて千曲川通船で栄え、小布施の大切な交易の要衝でもありました。堤防からは遠く夕日に輝く北アルプスを、近くは雄大な北信五岳を望むことができ、春には河川公園で黄色い菜の花を、河川敷の樹園地ではピンク色の桃の花を、また、右岸堤防上ではおよそ 4 km にわたり 600 本の八重桜を楽しむことができる住民の憩いの場でもあります。

#### 【延徳田圃周辺】

小布施扇状地の扇端から延徳田圃一帯は水田地帯でした。近年、国策による水田転作により、一部は畑に変わりましたが、現在でも 130 ha にのぼる水田耕作されており、田植えが終わると緑の絨毯を敷きつめたような田園風景となります。延徳田圃周辺は、小布施の原風景を残す、町民共有の大切な財産です。

#### 【市街化調整区域…農村集落地区】

(福原・大島・飯田・林・山王島・北岡・押羽・羽場・六川・中子塚・矢島・清水・中条・松村・雁田地区等)

市街化区域を包むように市街化調整区域が広がり、福原・大島・六川・矢島など近世の新田集落は町組の中心部から放射状に延びる道路に沿って個々の住宅が配置された路村形態になっています。また、小布施扇状地の扇端に位置する集落はこのパターンが崩れ、塊村形態となっています。市街化調整区域は、ほぼ全域にわたり農業振興地域が設定されていることから開発が容易でないため、緑豊かな伝統的な景観が保全されてきています。

屋根の形式は、瓦屋根の切妻、また茅葺きの寄棟屋根が伝統的な形式ですが、入母屋屋根も若干見うけられます。壁の形式は道路に面する部分は大壁造りが多くありますが、その他の建物は多様です。

建物の階数は、基本的には 2 階建で、周囲を果樹園などに囲まれ、緑豊かな農村景観を形成しています。

しかし、冷暖房の効率や採光面の制約などから、新築や建替えに際し、一般的に、在来工法による建築や伝統的な形態の建築を行なうことは少なくなっています。

#### 【市街化区域…町組商業地区・住宅地区】

(東町・上町・中町・伊勢町・中央・中扇・横町・栗ガ丘・水上・千両・松の実・松川・ク

## 2. 町、町民、事業者の責務

先人たちによって創造され、受け継がれてきた歴史的、文化的財産を次代に継承しつつ、更に質の高い生活環境づくり、景観に配慮した地域づくり、町づくりを進めていくため、町、町民、事業者それぞれが役割を分担し合い、誠実に次に掲げる責務を果たしていくものとします。

### (町の責務)

- (1) 町長は、良好な景観づくりを推進するため、町民及び事業者に対し、環境デザイン協力基準の周知を図るものとします。
- (2) 町長は、良好な景観づくりに関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施するものとします。
- (3) 町長は、施策の策定及び実施に当っては、町民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めるものとします。
- (4) 町長は、公共施設等の整備を行なう場合は、良好な景観づくりに先導的な役割を果たすものとします。
- (5) 町長は、必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、良好な景観づくりに関する協力を要請するものとします。

### (町民の責務)

- (1) 町民は、自らが良好な景観づくりの主体であることを認識し、積極的にその役割を果たすよう努めるものとします。
- (2) 町民は、環境デザイン協力基準を尊重し、良好な地域づくり、景観づくりの妨げになる行為を行なわないよう努めるものとします。
- (3) 町民は、町が実施する良好な景観づくり、まちづくりに関する施策に協力し、共にその推進に努めるものとします。

### (事業者の責務)

- (1) 事業者は、事業活動の実施に当っては、良好な景観づくり、地域づくりの妨げになる行為を行なわないよう努めるものとします。
- (2) 事業者のうち、建築物等の設計若しくは施工を業として行なう者又は土地、建築物等の販売若しくは賃貸を業として行なう者は、事業活動の実施に当っては環境デザイン協力基準を遵守するとともに専門的知識、経験等を活用し、積極的に良好な景観づくりに努めるものとします。
- (3) 事業者は、町が実施する良好な景観づくり、まちづくりに関する施策に協力し、共にその推進に努めるものとします。

## 第4章 小布施町の良好な景観づくりに関する計画

### 1. 景観計画の区域及び景観形成重点地区等

#### (1) 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）

小布施町における良好な景観の保全、形成に関する計画（以下「景観計画」という。）

特例等を積極的に活用し、良好な景観形成に努めていきます。

オ 住民等による自主的な景観づくりを進めるため、各種規制措置等を含む景観に関する知識の普及や情報の提供に努めるとともに、自治会等の地域づくり協定の策定などに支援していきます。

カ 景観行政は土地利用、都市計画、公園・緑化、生活環境、福祉、農政、教育など多くの行政分野間の政策を調整し展開されることから、豊富な知識や経験をもつ専門家、学識経験者等の活用に努め、執行体制の充実を図っていきます。

キ 需要が多く、多様なデザインのハウスメーカー製住宅について、小布施の気候風土に適合し、かつ、景観計画に定める規制の基準又は環境デザイン協力基準にも適合する住宅を模索するため、「小布施景観モデル住宅」の誘致を進めます。また、冷暖房の効率化・採光・省エネルギー・耐震対策、景観に配慮された次世代型木造住宅の誘致も進めます。

## (2) 景観類型ごとの良好な景観づくりの方針

ア 雁田山及び山麓周辺

(ア) 地形や植生、湧き水等の自然を保全し、町唯一の山及び山麓一帯を雁田地区と調和した景観形成を図っていきます。

(イ) 町組や農業集落、沿道、千曲川河畔、延徳田圃からの眺望に配慮し、美しいスカイラインを確保していきます。

イ 千曲川周辺

(ア) 河川敷の環境美化に努め、清らかな流れと心なごむ水辺環境を保全していきます。

(イ) 河川公園や桜堤の維持管理、水辺空間の整備に努め、美しい河川景観を保全していきます。

ウ 延徳田圃周辺

(ア) 沿道への広告物設置の規制、沿道花壇の維持管理等に努め、快適でゆとりのある沿道景観を保全していきます。

(イ) 水田耕作面積の維持、遊休荒廃地の未然防止等の取り組みを継続し、白鷺の舞うのどかな田園風景を保全していきます。

エ 景観形成重点地区（福原・大島・飯田・林・山王島・北岡・押羽・羽場・六川・中子塚・矢島・清水・中条・松村・雁田地区等の一部の地区）

景観形成重点地区として指定する地区が属する市街化調整区域は、ほぼ全域にわたり農業振興地域が設定されていることから開発が容易でないため、豊な緑に囲まれた和風の心なごむ景観が保全されてきました。

しかし、住宅の新築や建替えに際し、一般的に、在来工法による建築や伝統的な形態の建築を行なう事例が少なくなってきたこと、また、市街化調整区域内の各地区においては、核家族化による人口減少や高齢化の進展により地区の活性化やコミュニケーション活動の維持に支障をきたしている地区も見受けられます。

大綱」が掲げている具体的施策の一つである「電線類の地中化」に取り組み、歩行者に安全性、快適性を提供できる景観をもつ人に優しい歩道整備を進めていきます。

#### ウ 水路

町内を放射状に流れる水路は、松川用水が源になっています。湧水に恵まれなかったため、古くから地域と深い関わりをもちながら人々の生活に大きな利便をもたらしてきました。しかし、今ではほとんどがコンクリート製の水路に代わっています。水路は、生活に潤いを与える貴重な要素の一つであり、住まいづくり・まちづくりに反映すべき大切な要素でもあります。地域住民の要望等を把握し、水路の機能に支障のない範囲で、景観に調和した石積み水路の復活に努めています。

#### エ 建築物

公共の建築物は、地域住民と大きなかかわりをもっています。このため、形態・意匠、色彩等仕上げのデザインだけでなく、配置や材料・素材、緑化等に十分配慮し、周辺の景観と調和した文化性の高い、親しみのもてる施設の整備に努めています。

### 3. 良好的な景観育成のための行為の制限（法第8条第2項第3号関係）

#### （1）条例で定める届出対象行為

景観法第16条第1項第4号の規定により条例で定める届出対象行為は、次のとおりとします。

ア 土地の形質の変更（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を除く。）

イ 屋外における物品の集積又は貯蔵

#### （2）景観形成基準

景観計画区域内の景観形成重点地区及び景観形成重点地区以外の地区的景観形成基準は、次のとおりとします。

##### （景観形成重点地区）

区 分	景 観 形 成 基 準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	<p>（形態意匠） 屋根は勾配屋根とする。（瓦葺きの切妻型が望ましい。）壁面の構成は、集落の特徴を生かしたものとする。</p> <p>（色彩） 屋根は黒又は濃灰色を基調とし、原色は認めない。外壁及び建築物の外回りの建具類は茶色系の彩度の低い色若しくは無彩色とする。</p> <p>（高さ、規模） 2階建て以下とする。規模は、第1種低層住居専用地域の基準に準ずるものとする。</p> <p>（壁面位置） 道路境界から1.8m、隣地境界から1.2m以上後退し、建築物を建てる。</p> <p>（敷地面積の最低限度） 300 m<sup>2</sup>とする。</p> <p>（敷地内緑化） 敷地面積の15%以上の緑地面積を確保し、道路に面する側を重点に、中高木・花等により緑化なければならない。</p>

後に住宅、店舗又は店舗併用住宅及びこれらの附属建築物の増築又は改築を行なう場合にあっては、建ぺい率、容積率については、従前の例による。また、形態意匠、高さ、敷地面積の最低限度についても上記の景観形成基準は適用しない。ただし、住宅、店舗又は店舗併用住宅及びこれらの附属建築物の建替えに際しては、形態意匠、色彩、高さについては、上記の景観形成基準を適用する。

2. 小布施町景観条例施行前に、景観形成重点地区内の土地について所有権等を有し、かつ、その土地に工場、作業所又はこれに類する建築物の所有権等を有する者が、小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例施行後に工場、作業所又はこれに類する建築物の増築、改築若しくは建替えを行なう場合にあっては、建ぺい率、容積率については、従前の例による。また形態意匠、敷地面積の最低限度についても上記の景観形成基準は適用しない。

#### (景観形成重点地区以外の地区)

長野県景観育成計画（平成17年2月22日公表・平成18年4月1日発効）第2編長野県景観計画の第1章の3の（2）の「規制又は措置の基準」のアの別表2中、3「都市地域の基準」を準用するものとする。

#### (3) 景観重要建造物の指定の方針（法第8条第2項第4号関係）

地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している当該建造物の敷地、その他の物件を含む。）の外観が景観上の特徴を有し、かつ、地域の良好な景観形成に重要であるものを、景観重要建造物として指定していきます。

#### (4) 景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第4号関係）

地域の自然、歴史、文化等からみて、樹木様態が景観上の特徴を有しており、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見され、かつ、地域の良好な景観形成に重要なものを、景観重要樹木として指定していきます。

#### (5) 屋外広告物の表示等の制限に関する事項（法第8条第2項第5号関係）

屋外広告物や看板は、歩行者や運転者に情報を提供する機能を有しており、また、商業地などでは賑わいを演出し、街並みに活気を与える要素となります。しかしその反面、無秩序に、煩雑に、また過剰に設置される場合もあり、それによって景観が乱されるなど、景観の良否を左右する重要な要素ともなっています。

このようなことから、良好な地域景観育成のため、屋外広告物の表示等についての景観計画区域内の景観形成重点地区及び景観形成重点地区以外の地区的景観形成基準は、次のとおりとします。

#### (景観形成重点地区)

区 分	景 観 形 成 基 準
広告塔、広告板その他広告物の形態意匠、色彩、	(設置数) 広告塔、広告板の設置数は、1企業（1商店）道路に面して1基までとし、自己企業以外のものは認めない。

# 小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例

平成 17 年 12 月 20 日

条例第 26 号

小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例（平成 2 年小布施町条例第 1 号）の全部を改正する。

町の東部にそびえ、私たちの生活を見守ってきた雁田山や町の西部を雄大に流れる千曲川の四季折おりの風景、広くのどかな延徳田んぼの風景や樹園地に囲まれた緑豊な農村風景、昔ながらの建築物と新しい和風建築物が融合し、活気ある賑わい空間が形成されつつある町組の新たな都市景観など、今私たちが享受している美しい風景や心和む生活空間は風土や歴史、文化の表れであり、ここに生活する人びとによって創造され受け継がれてきたかけがいのない共有の財産である。私たちは、この町をさらに美しく、快適で、活気に満ちた町に育て、責任を持って次世代に残していくことを決意して、この条例を定める。

## 第 1 章 総則

### （目的）

**第 1 条** この条例は、小布施町の自然、歴史、風土、文化等を踏まえた良好な景観づくりに必要な事項及び景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の規定に基づく事項を定めることにより、景観施策を総合的に推進し、より快適で魅力ある美しいまちづくりに寄与することを目的とする。

### （定義）

**第 2 条** この条例において建築物とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。

2 この条例において広告物とは、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物をいう。

3 この条例において工作物とは、土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される工作物のうち、建築物以外のもので、規則で定めるものをいう。

4 この条例において建築物等とは、建築物、工作物、広告物をいう。

5 この条例において町民とは、町内に住所を有する者及び町内の土地又は建築物等に関する権利を有する者をいう。

6 この条例において事業者とは、町内において事業活動を営む者をいう。

### （環境デザイン協力基準）

**第 3 条** 良好的な景観づくりの指針として、環境デザイン協力基準を定め、その基本的事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 建築物を新築、増築または改築（以下「新築等」という。）するときの事項

ア 建築物の外観と色は、周囲の景観と合せる。特に屋根の形状は、気候、風土面から陸屋根を避けたものとする。

イ 道路と接する敷地部分は、生け垣などで緑化し、道を利用する人にも安らぎの空間を提供する。

ウ 道路沿いの塀は、生け垣などで緑化する。

エ 車庫や物置など外から見えるものは、位置と色を工夫する。

- 2 デザイン委員会は、町長の諮問又は要請に応じ、良好な景観づくりのために必要な事項について調査、審議をするものとする。
- 3 デザイン委員会は、良好な景観づくりのために必要な事項について協議し、町長に意見を述べることができる。

### 第3章 景観計画等に関する事項 (景観計画)

- 第8条 町長は、法第8条第1項の規定による景観計画（以下「景観計画」という。）に、次条の規定により指定された景観形成重点地区を定めるものとする。
- 2 町長は、景観計画を定めようとするときは、町民の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、その案を公告し、当該公告の日から起算して2週間縦覧に供しなければならない。
  - 3 町長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ小布施町都市計画審議会及び前条第1項に規定するデザイン委員会の意見を聴かなければならない。
  - 4 第2項の規定による公告があったときは、当該公告に係る景観計画の案について意見を有する町民その他利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該計画の案について意見を申し出ることができる。
  - 5 町長は、前項の規定による意見の申出があったときは、当該申出に係る町民その他利害関係人に対し、遅滞なく、当該申出に係る町長の意見を回答するとともに、当該意見が良好な景観づくりに資すると認めるとときは、当該意見を景観計画に反映させるものとする。
  - 6 第2項から第5項までの規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

#### (景観形成重点地区)

第9条 町長は、景観計画区域内の次の各号に掲げる地区を、景観形成重点地区として指定することができる。

- (1) 魅力、賑わい、活力のある都市景観の保全、創造を目指す地区
- (2) 歴史と文化が息づく緑豊かな農村集落景観の保全、創造を目指す地区
- (3) 四季を感じられる豊かな自然景観の保全、創造を目指す地区
- (4) 住民が自ら快適な生活環境、良好な景観の創造を目指す地区
- (5) 前各号に掲げる地区のほか良好な景観の保全、創造を目指す地区

#### (景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模)

第10条 景観法施行令（平成16年政令第398号）第7条の規定により条例で定める景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模は、法第81条第1項に規定する景観協定の目的となる土地の区域に限り、0.1ヘクタール以上とする。

#### (景観協定に係る協議会の組織)

第11条 法第83条第1項の規定により認可された景観協定に係る法第81条第1項の土地所有者等は、当該協定を推進するため、協議会を組織することができる。

#### (景観計画の提案団体)

第12条 法第11条第2項の規定により、景観計画の策定又は変更の提案をすることができる団体として条例で定める団体は、前条に規定する協議会とする。

#### (提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置)

第30条 この条例に定めるものほか、この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
(助成金に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際に、改正前の小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例第8条に規定する助成の対象となった行為を行った者への住宅等の建築費に要する経費に対する助成については、なお従前の例による。

別表（第17条関係）

届出行為	添付すべき書類等	
	種類	備考
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観に係る修繕若しくは模様替	敷地の位置及び敷地周辺の状況を表示する図面(付近見取図)で縮尺2500分の1以上のもの	
	敷地内における建築物の位置を表示する図面(配置図)で縮尺200分の1以上のもの	
	建築物の色彩が施された2面以上(各面)の立面図で縮尺150分の1以上のもの	露出する建築設備及び各部分の仕上げを記載すること。
	外構平面図	植栽は木竹名を記載すること。
	敷地及びその周辺の現況カラー写真	2方向以上から撮影したもの
建築物の外観の色彩の変更	敷地の位置及び敷地周辺の状況を表示する図面(付近見取図)で縮尺2500分の1以上のもの	
	敷地内における建築物の位置を表示する図面(配置図)で縮尺200分の1以上のもの	
	色彩が施された、変更部分の立面図で縮尺150分の1以上のもの	露出する建築設備及び各部分の仕上げを記載すること。
	敷地及びその周辺の現況カラー写真	2方向以上から撮影したもの
工作物の新設、増設、改築、移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替	敷地の位置及び敷地周辺の状況を表示する図面(付近見取図)で縮尺2500分の1以上のもの	
	敷地の位置及び敷地周辺の写真	
	敷地内における工作物の位置を表示する図面(配置図)	

# 小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例施行規則

平成 18 年 3 月 31 日

規則第 9 号

小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例施行規則（平成 2 年規則第 5 号）の全部を改正する。

## （趣旨）

第 1 条 この規則は、小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例（平成 17 年条例第 26 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

## （工作物）

第 2 条 条例第 2 条第 3 項に規定する規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 垣、柵、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 装飾塔、電波塔その他これらに類するもの
- (3) 高架鉄道、橋梁及び横断歩道橋
- (4) 煙突
- (5) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が指定するもの

## （デザイン委員会の組織）

第 3 条 条例第 7 条第 1 項に規定するデザイン委員会は、委員 7 名以内をもって組織する。

- 2 委員は、町民、公共的団体の代表者及び学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。  
（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。  
（会長及び副会長）

第 5 条 デザイン委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （デザイン委員会の会議）

- 第 6 条 デザイン委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
  - 3 デザイン委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。
  - 4 デザイン委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

## （特別委員）

- 第 7 条 デザイン委員会に特別委員を置くことができる。
- 2 特別委員は、学識経験を有する者から町長が委嘱する。
  - 3 特別委員は、会議に出席し、良好な景観づくりに関して助言、提言をすることができる。

## （幹事）

- 第 8 条 デザイン委員会に幹事を置き、町職員のうちから町長が任命する。

**第16条** 条例第24条第1項の規定による届出は、景観づくり活動団体届出事項変更届出書（様式第2号）により行うものとする。

（優良な景観建築物等の認定）

**第17条** 条例第28条の規定により町長が認定することができる優良な景観建築物等は、次に掲げる各号のいずれかに該当する建築物等とする。

- (1) 地域の歴史、文化、伝統の特色を表している建築物等
- (2) 環境デザイン協力基準及び景観計画に定める景観形成基準に適合し、かつ、デザインに工夫があり、周囲の景観と調和している建築物等
- (3) 前各号に掲げるもののほか、うるおいのある美しいまちづくりの推進に資すると認める建築物等

（認定の方法）

**第18条** 前条の規定による認定は、認定証を授与して行うものとする。

（優良な景観建築物等の募集の方法）

**第19条** 優良な景観建築物等の募集の方法は、一般公募によるものとする。

- 2 町長は、前項の公募にあたり、あらかじめ、対象建築物等の種類、用途、完成年次その他を限定することができる。
- 3 応募しようとする者は、町長が別に定める応募用紙に、町長が指定する図書を添付して応募するものとする。

（助成の対象経費）

**第20条** 条例第29条に規定する助成の対象となる経費は、次に掲げる各号のいずれかに該当する経費とする。

- (1) 条例第11条に規定する協議会が、良好な地域づくり、景観づくりの推進のための計画策定に要する経費
- (2) 住まいづくり相談所において、住まいづくり相談員の指導、助言を受け、かつ、条例第3条に規定する環境デザイン協力基準に適合していると認める建築物等の建築等に要する経費
- (3) 既存の広告物を、条例第3条に規定する環境デザイン協力基準に適合させるために要する経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長がうるおいのある美しいまちづくりの推進に資すると認める行為に要する経費

（助成金の交付申請者）

**第21条** 助成金の交付申請者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 前条第1号に規定する経費に要する助成金にあっては、計画策定に係る協議会の代表者
- (2) 前条第2号に規定する経費に要する助成金にあっては、建築物等の所有者
- (3) 前条第3号に規定する経費に要する助成金にあっては、広告物の所有者
- (4) 前条第4号に規定する経費に要する助成金にあっては、うるおいのある美しいまちづくりの推進に資すると認める行為を行った者

（助成金の額）

**第22条** 助成金の額は、別表の経費の区分に応じ、同表の助成限度の欄に規定する率及び額の範囲内において、町長が定める額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、町長の定めるところによる。

- (9) 屋外における物品の集積又は貯蔵で、その高さが 1.5 メートル以下、かつ、その用に供される土地の面積が 100 平方メートル以下のもの、又は、集積又は貯蔵の期間が 30 日（農業を営むための行為を除く。）を超えて継続しないもの
- (10) 前各号に掲げる行為のほか、良好な景観づくりに支障を及ぼすおそれがない行為として、町長が認める行為  
(特定届出対象行為)

**第18条** 法第17条第1項の規定により、変更命令等の対象届出行為として条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

## 第5章 景観重要建造物等の指定の手続等

(景観重要建造物等の指定の手続)

**第19条** 町長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするとき、又は法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめデザイン委員会の意見を聴くものとする。

2 法第19条第1項及び法第28条第1項の規定は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定に基づき国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物、長野県文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）の規定に基づき県宝、県史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物、若しくは小布施町文化財保護条例（昭和55年小布施町条例第29号）の規定に基づき町宝、町史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

3 町長は、第1項の規定により景観重要建造物又は景観重要樹木（以下、この条及び次条において「景観重要建造物等」という。）の指定をしたときは、これを告示しなければならない。

4 第1項及び第3項の規定は、景観重要建造物等の指定の解除について準用する。  
(景観重要建築物等についての援助)

**第20条** 町長は、景観重要建造物等の保存、活用を図るため、特に必要があると認めるときは、当該景観重要建造物等の所有者に対し、当該景観重要建造物等の維持、管理、修繕等の行為ために必要な技術援助等を行うことができる。

## 第6章 励告、命令の手続等

(勧告、命令の手続)

**第21条** 町長は、法第16条第3項、法第26条若しくは法第34条の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめデザイン委員会の意見を聴かなければならない。

2 町長は、法第17条第1項、同条第5項、法第23条第1項、法第26条、法第32条第1項若しくは法第34条の規定による命令を行おうとするときは、あらかじめ当該命令を受けることとなる者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 町長は、前項の命令を行おうとするときは、あらかじめデザイン委員会の意見を聴かなければならない。  
(勧告の公表)

**第22条** 町長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、町長は、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

**第29条** 町長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、速やかに助成金交付の可否を決定し、その旨を第21条に規定する助成金の交付申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

**第30条** 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、うるおいのある美しいまちづくり助成金請求書（様式第7号）により、町長に助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の交付)

**第31条** 町長は、前条の請求を受けたときは、当該請求に係る助成金を交付するものとする。

(委任)

**第32条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表

経費	助成限度		備考
	率	金額（円）	
1 住宅、店舗の新增築に係る部分の固定資産税額に相当する額	10／10以内	100,000	
2 既存の広告物等を広告物等の設置基準に適合させるために要する経費	1／2	50,000	
3 その他町長が、うるおいのある美しいまちづくりのため必要と認めた行為に要する経費	その都度町長が定める額とする		

様式（省略）

# 小布施町屋外広告物条例

平成 18 年 3 月 23 日

条例第 3 号

本条例は、(法律の施行の期日) 平成 18 年 3 月 23 日より施行する。

## 目次

### 第 1 章 総則 (第 1 条)

### 第 2 章 屋外広告物の制限

#### 第 1 節 屋外広告物表示禁止物件及び禁止屋外広告物 (第 2 条～第 4 条)

#### 第 2 節 屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域 (第 5 条～第 9 条)

#### 第 3 節 許可の更新等 (第 10 条～第 14 条)

### 第 3 章 監督 (第 15 条～第 16 条の 2)

### 第 4 章 雜則 (第 17 条)

### 第 5 章 罰則 (第 18 条～第 21 条)

## 第 1 章 総則

### (趣旨)

この条例は、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持の規制に關し、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 章 屋外広告物の制限

### 第 1 節 屋外広告物表示禁止物件及び禁止屋外広告物

#### (屋外広告物表示禁止物件)

次の各号に掲げる物件には、屋外広告物又はこれを掲出する物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 古橋
- (2) 街路樹、路傍樹並びに道路上のさく及び駒止
- (3) 銅像及び記念碑
- (4) 火災報知器、消火栓及び消防の用に供する望楼、警鐘台その他の施設
- (5) 公衆電話ボックス
- (6) 信号機、道路標識及び道路交通情報の管理施設
- (7) 電柱及び街路灯柱（規則で定める広告物等を表示し、又は設置する場合を除く。）
- (8) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物（規則で定める広告物等を表示し、又は設置する場合を除く。）、同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木
- (9) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるものとして規則で定める物件

2 町長は、前項第 9 号に規定する物件を定めようとするときは、あらかじめ、小布施町まちづくりデザイン委員会の意見を聴かなければならない。

3 次の各号に掲げる広告物等については、第 1 項の規定は、適用しない。

**第6条 住居専用地域の決定若しくは変更（拡張の場合に限る。）**又は前条第1項第2号から第4号までに規定する地域若しくは場所の指定若しくはその区域の拡張があった際、現に当該決定若しくは変更又は指定若しくは区域の拡張に係る地域又は場所に表示され、又は設置されている広告物等は、当該決定若しくは変更又は指定若しくは区域の拡張のあった日から3年（規則で定める広告物等にあっては、3年を超えない範囲内で規則で定める期間）を経過する日までは、同項の規定にかかわらず、引き続いて表示し、又は設置しておくことができる。

（適用除外）

**第7条 次の各号に掲げる広告物等については、第5条第1項の規定は、適用しない。**

- (1) 第2条第3項各号に掲げるもの
- (2) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
- (3) 次に掲げるもので、規則で定めるもの
  - ア 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもの
  - イ 祭典その他慣例上使用するもの
  - ウ 一時的又は仮設的なもの
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、営利を目的としないもの
- (4) 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、設置し、又は改造するもので、当該表示、設置又は改造について町長の許可を受けたもの

**第8条 町長は、前条第4号の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が規則で定める基準に適合するときは、許可しなければならない。**

- 2 第2条第2項の規定は、前項に規定する基準の決定及び変更について準用する。
- 3 前条第4号の許可の有効期間は、3年（規則で定める広告物等にあっては、3年を超えない範囲内で規則で定める期間）とする。
- 4 前条第4号の許可には、当該地域又は場所における良好な景観又は風致の維持及び公衆に対する危害防止のために必要な限度において、条件を付することができます。
- 5 町長は、前条第4号の規定による許可をしたときは、その者に対し、許可証を交付しなければならない。ただし、はり紙、はり札その他規則で定める広告物等については、当該広告物等に許可済印を押すことをもって、これに代えることができる。
- 6 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を当該許可に係る広告物等に付けて表示しておかなければならない。

（屋外広告物許可地域）

**第9条 次の各号に掲げる地域又は場所（第5条第1項各号に掲げる地域又は場所を除く。）において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、町長の許可を受けなければならない。**

- (1) 道路等又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域のうち、規則で定める地域
  - (2) 前号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要があるものとして規則で定める地域又は場所
- 2 町長は、前項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が規則で定める基準に適合するときは、許可しなければならない。
  - 3 第2条第2項の規定は前項に規定する基準の決定及び変更について、第5条第2項の規定は第1項各号に規定する地域又は場所の指定、指定の解除及びその区域の変更について、第6条の規定は第1項各号に規定する地域又は場所の指定及びその区域の拡張があった場合について、

**第15条** 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該広告物等の表示、設置若しくは改造の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、当該広告物等の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 第2条第1項の規定に違反した者

(2) 第5条第1項の規定に違反した者

(3) 第9条第1項の規定による許可を受けないで、同項各号に掲げる地域又は場所において広告物等を表示し、設置し、又は改造した者

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、15日以上の期限を定め、当該広告物等の改造その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 第3条第1項の規定に違反した者

(2) 第8条第4項（第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付せられた条件に違反した者

**第16条** 町長は、法第7条第2項の規定により、屋外広告物を掲出する物件を除却する場合においては、15日以上の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、町長又は町長の命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

（保管した広告物等の告示及び売却等）

**第16条の2** 町長は、法第8条第1項の規定により広告物等を保管したときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

(1) 当該広告物等の名称、種類及び数量

(2) 当該広告物等の放置されていた場所及び当該広告物等を除却した日

(3) 当該広告物等の保管場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該広告物等を返還するため必要な事項で町長が定めるもの

2 町長は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等について保管物件一覧簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

3 町長は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は第1項の規定による告示の日から次の各号に掲げる広告物等の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物等を返還することができない場合において、評価した当該広告物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

(1) 法第7条第4項の規定により除却された屋外広告物 2日

(2) 特に貴重な広告物等 3月

(3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 2週間

4 前項の広告物等の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間及び損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、町長は、必要があると認めるときは、広告物等の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

5 第3項の規定による広告物等の売却は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この項において「競争入札」という。）に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約により行うことができる。

小布施町屋外広告物条例施行規則  
平成 18 年 3 月 23 日 規則第 4 号

(趣旨)

第1条 この規則は、小布施町屋外広告物条例（平成 18 年小布施町条例第 3 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(屋外広告物表示禁止物件)

第2条 条例第 2 条第 1 項第 7 号の規則で定める広告物等は、次の各号に掲げる広告物等以外の広告物等とする。

- (1) はり紙、はり札及び立看板
- (2) 卷付広告にあっては、地表から 1.2 メートル以上 3.2 メートル以下の範囲以外に表示し、又は設置するもの
- (3) 袖看板にあっては、次のいずれかに該当するもの
  - ア 電柱又は街路灯柱 1 本について 2 個以上設置するもの
  - イ 縦 1.2 メートル又は電柱若しくは街路灯柱からの出幅 0.6 メートルを超えるもの
  - ウ 歩道（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する歩道をいう。以下同じ。）と車道（同法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する車道をいう。以下同じ。）の別区のある道路にあっては、下端の高さ 2.5 メートル未満のもの又は車道に突き出るもの
  - エ 歩道と車道の区別のない道路にあっては、下端の高さ 4.7 メートル未満のもの

2 条例第 2 条第 1 項第 9 号の規則で定める物件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 送電塔
- (2) 貯水塔
- (3) 高架構造物
- (4) よう壁（道路の防護施設に限る。）
- (5) 路上変電塔
- (6) カーブミラー
- (7) パーキング・チケット発給設備（道路交通法第 49 条第 2 項に規定する設備をいう。）

(屋外広告物の表示の方法等の基準)

第3条 条例第 3 条第 2 項第 5 号及び同条第 3 項第 2 号の規則で定める基準は、別に定める。

(協力基準)

第4条 条例第 4 条の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 建物等に表示又は設置する広告物等
  - ア 設置場所は周囲の景観に配慮するものとする。
    - ① 設置する高さをそろえる。
    - ② 屋上への設置を避ける。
  - イ 大きさは家並み景観を壊さないようできる限り小さくする。
    - ① 袖看板の軒下から露出する部分は 1 メートルを限度とする。
    - ② 表示面積は概ね 3.3 平方メートル以内とする。
    - ③ 大きさを統一し、煩雑さを避ける。
  - ウ 軒よりも高くならないようにし、地上より概ね 5 メートル以内とする。

- (1) 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事業所、営業所等に表示するもの（以下「自己用広告物」という。）については、表示面積の合計 10 平方メートル以下のもの
  - (2) 祭典その他慣例上使用するものについては、祭典その他年中行事等のためにするもの
  - (3) 一時的又は仮設的なものについては、表示期間及び責任者の住所氏名を 25 平方センチメートルの大きさの範囲内に明示したもので、表示期間 30 日を超えないもの
  - (4) 営利を目的としない広告物等で、次に掲げるもの
    - ア 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの
    - イ 会合その他催物に関するもの
    - ウ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類
    - エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件
- (適用除外に係る案内のための広告物等の許可基準等)

第8条 条例第8条第1項の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

項目	基準
表示の方法	表示面積 1面 0.5 平方メートル以下かつ合計 1 平方メートル以下（条例第5条第1項第3号に掲げる地域にあっては、1面 2 平方メートル以下かつ合計 4 平方メートル以下）。ただし、2 以上の地点又は施設への案内のための広告物等にあっては、当該面積に当該地点又は施設の数を乗じて得た面積以下
地上からの高さ	5 メートル以下
色彩	地色の彩度 8 以下
その他	次に掲げるものを使用しないこと。 ア 反射光のある素材 イ 動光・点滅照明、ネオンその他これらに類するもの
個数	1 地点又は 1 施設について市町村の区域内に 2 個以内

- 2 条例第8条第3項（条例第9条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札、立看板類、広告幕類及びアドバルーンとする。
- 3 条例第8条第3項の規則で定める期間は、6月とする。

#### （屋外広告物許可地域）

- 第9条 条例第9条第1項第1号の規則で定める地域は、別表第3のとおりとする。
- 2 条例第9条第1項第2号の規則で定める地域又は場所は、別に定める。
  - 3 条例第9条第2項の規則で定める基準は、別表第4のとおりとする。
  - 4 条例第9条第4項第2号の規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。
    - (1) 自己用広告物については、表示面積の合計 15 平方メートル以下のもの
    - (2) 第7条第2号から第4号までに掲げるもの
- （屋外広告物禁止地域における案内広告物等の許可申請）
- 第10条 条例第7条第4号の規定による許可の申請は、案内広告物等表示（設置、改造）許可申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

(4) 承継年月日

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(別表第 1) (第 4 条関係)

屋外広告物禁止地域（協力基準）

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
主要地方道豊野南志賀公園線バイパス	一般国道 403 号との交差点から一般県道村山小布施停車場線との交差点まで	両側各 100 メートル以内
小布施町道 546 号線	一般国道 403 号との交差点から主要地方道豊野南志賀公園線との交差点まで	両側各 100 メートル以内

(別表第 2) (第 5 条関係)

屋外広告物禁止地域

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
高速自動車国道関越自動車道上越線	須坂市との境界から中野市との境界まで	両側各 500 メートル以内
一般国道 403 号	中野市との境界から小布施町道 434 号線との交差点まで	両側各 100 メートル以内
県道中野小布施線	中野市との境界から小布施町道 294 号線との交差点まで	両側各 100 メートル以内
小布施町道 406 号線	長野電鉄河東線との交差点から中野市との境界まで	両側各 100 メートル以内
小布施町道 414 号線	一般国道 403 号との交差点から小布施町道 406 号線との交差点まで	両側各 100 メートル以内
小布施町道 668 号線	一般国道 403 号との交差点から小布施町道 669 号線との交差点まで	両側各 100 メートル以内

	ル以下
その他の広告物等	—

様式（省略）

## 小布施町生け垣づくり助成金交付要綱

平成4年8月1日  
告示第12号

改正 平成18年3月31日告示第34号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例施行規則（平成18年規則第9号）第20条第4号に規定する経費のうち生け垣づくりに係るものについて必要な事項を定めるものとする。

### (助成の対象)

第2条 助成の対象となる「生け垣」とは、次に掲げる要件を満たしているものをいう。

- (1) 住宅用地又は事業所用地の道路に面した部分の全部又は一部に新たに生け垣づくりをするものであること。
- (2) 生け垣の延長が3メートル以上であること。
- (3) 樹木の高さが0.5メートル以上であること。
- (4) 樹木の数が延長1メートル当たり2本以上であること。
- (5) 樹種は、イチイ、ツガ、サワラ、ヒバ等の常緑針葉樹及びイヌツゲ、ヒイラギモクセイ、キンモクセイ、西洋カナメモチ、マサキ、シラカシ等の常緑広葉樹並びにドウダンツツジ、ニシキギ等の落葉広葉樹であること。
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく敷地後退部分の土地、及び道路が交わる角敷地における隅切り部分の土地並びに交通の支障になったり隣家の敷地に迷惑となるような植栽はしないこと。
- (7) 樹木が枯死した場合は、直ちに補植し現状を回復すること。また、植樹後5年間は、伐採や移動をしないこと。

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、生け垣づくりに要する経費のうち樹木の購入に要する経費を対象とするものとする。ただし、助成金額のうち1,000円未満は切り捨てとする。

- (1) 既存のブロック塀等を取り除き新たに生け垣づくりをする場合  
樹木購入経費の3分の2以内 限度額70,000円
- (2) 前号以外で新たに生け垣づくりをする場合  
樹木購入経費の2分の1以内 限度額50,000円

2 助成金の交付は、1戸又は1事業所につき1回とする。

### (補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日告示第34号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。